

滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会における これまでの議論について

1 目的

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例について、専門的な調査検討を行う。

2 委員構成

氏名	職名等
大橋 圭子	NPO 法人滋賀自閉症研究会たんぼぼ副理事長
大橋 博	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会会長
岡田 昌也	NPO 法人しが盲ろう者友の会理事長
崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会理事長
田村 和宏	立命館大学産業社会学部現代社会学科教授
中西 久美子	一般社団法人滋賀県ろうあ協会事務局長
水江 孝之	NPO 法人滋賀県難病連絡協議会常務理事
山田 貴司	滋賀県立聾話学校校長

3 検討経過

平成 28 年に手話言語条例の制定を求める 14,275 筆の署名が県に提出された。その後、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例（以下「共生社会づくり条例」という。）の検討を行う中で、平成 30 年に滋賀県社会福祉協議会から「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性については、全県的な議論を早急にしていくことが望まれる」と答申されたことをきっかけに条例の検討が具体的に始まった。

平成 31 年から条例検討小委員会、滋賀県障害者施策推進協議会において議論を行い、令和 4 年度から滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会（以下「専門部会」という。）において議論を行ってきた。

○ 令和 4 年 6 月 20 日 第 1 回専門部会

- ・ 令和 3 年度滋賀県障害者施策推進協議会における検討経過と結果について
- ・ (仮称)滋賀県手話をはじめとする障害者の文化を守り育てる条例骨子(案)
- ・ 条例に盛り込むべき内容についての意見まとめ(「小委員会」まとめ)

- 令和4年7月19日 県民参画委員会(厚生産業常任委員会県内視察)
 - ・ 参加者：滋賀県身体障害者福祉協会、滋賀県視覚障害者福祉協会、滋賀県ろうあ協会、滋賀県手をつなぐ育成会、滋賀県精神障害者家族会連合会、滋賀県自閉症協会、滋賀県難病連絡協議会

- 令和4年9月12日 第2回専門部会
 - ・ (仮称)滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例骨子(案)
 - ・ 第1回会議における委員の意見等に対する対応について

- 令和4年11月19日 個に応じたコミュニケーションを考える条例の検討ミーティング
 - ・ プログラム：わ音トークショー、行政説明、座談会
 - ・ 展示・体験：滋賀県視覚障害者福祉協会、滋賀県聴覚障害者福祉協会、しが盲ろう者友の会、滋賀県手をつなぐ育成会、滋賀県自閉症協会、滋賀県難病連絡協議会、滋賀県社会福祉協議会、株式会社システムギアビジョン、県教育委員会生涯学習課
 - ・ アンケート：回答者118名

- 令和5年3月20日 第3回専門部会
 - ・ 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例(案)
 - ・ 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例(案)逐条解説資料
 - ・ 第2回会議資料(骨子案)からの変更点
 - ・ 今後の「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例」の検討（現時点の予定）

- 令和5年3月22日 市町障害福祉主管課長会議
 - ・ 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討状況について報告

4 各論

これまで議論を重ねてきた内容については、滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例(案)および逐条解説資料【修正案】に反映を図ってきた。主な内容は以下のとおり。

- 前文
 - ・ 社会とのつながりを持つ中で、特性に応じた教育は大事。学校教育を受ける期間は、その後の人生を豊かにしていくうえで貴重な時間であり、歴史的経緯や課題を踏まえ、今後何ができるか、どこまで教育が担うかが重要である。

- ・ 前文の逐条解説における「ろう者」の定義に「聴こえない、または聴こえにくい者」と説明があるが、誤解につながるおそれがある。聴こえない人は、ろう者、中途失聴者、難聴者の3つに分類される。
- 条例全体および目的
- ・ 一体型でも別建てでも、手話を言語として、コミュニケーション手段としてしっかり位置付けていくということは共通の認識だと思う。
 - ・ 知的障害者や、障害者支援等になじみのない県民にもわかりやすい言葉で条例を書くべき。
 - ・ 障害者が相談できる場所などがどこにあるのか、周知が行き届いていないので、条例制定の際にはリーフレット等を作成してほしい。どう伝えるかが重要。
 - ・ 自閉症の方のコミュニケーションの困難さについて一般の方が理解する大きな契機になる条例となる。
 - ・ 意思疎通手段の利用促進がこの条例の目的ではなく、意思疎通を豊かにすることで障害者の尊厳の尊重につなげていくことが目的。
- 定義
- ・ 障害種別それぞれの特性に応じたコミュニケーション手段があるため、その内容については細かく明文化すべき。
 - ・ 「PECS」に関する説明で「交換」とあるが「手渡し」の方が適切である。
- 基本理念
- ・ 手話は独自の言語文化を形成しており、そのことは正しく後世に伝えるべきであるので何らか明文化すべき。
 - ・ 障害者本人から発信されるコミュニケーションの尊重という言葉が入るとよい。
- 責務および役割
- ・ 障害のある子の保護者へのサポートや情報提供も大切。
 - ・ 「市町の役割」または「市町との連携」を入れる必要がある。
 - ・ 「事業者の役割」に、医療、保健、福祉の三者を入れてほしい。
 - ・ 「事業者の役割」に、文化、芸術、スポーツなどのサービスを入れてほしい。
 - ・ 「学校等の設置者の役割」の対象に、「乳児」も入れる必要があるのではないか。
 - ・ この条例は教育とは切り離せない。
 - ・ 教育の役割のウエイトはとても大きい。本人、保護者を含む関係者からの相談に的確に応じることにより、個々人に合わせた学習および選択の機会についてより良いものを提供していくことや、教員の知識および技能の向上のための研修等を通じた人材の育成が重要。
 - ・ 障害やそれに伴う困難さを否定的に感じる事のない環境で、自己肯定感や

自信を育み、意思疎通の豊かさや個々の尊厳を学び合ううえで学校の役割は重要。

○ 基本施策

- ・ パソコンが文字を音声で読み上げたり、点字を自動で表示するなど ICT によってコミュニケーションが補われている部分もあり、今後、さらに利用促進を図っていく必要がある。

5 委員間の意見に違いがある意見

○ 条例の名称「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例」

- ・ 「手話をはじめとする」が入っていると「手話言語」が含まれると誤解されるので、「手話をはじめとする」を省いた方が良い。
- ・ 「手話をはじめとする」と入れるほど手話言語条例が前面に出ていない。
- ・ 手話言語条例と情報コミュニケーション条例の一体型条例であることから「手話をはじめとする」をそのまま残すべき。
- ・ 「言語等」という表現は県民にとっては日本語や英語を意味し、手話やペクス等を的確に表していないことから、「言語等」を別の言葉に変更した方が良い。
- ・ 「言語等」を「意思疎通手段等」にしてはどうか。

○ 今後の進め方

- ・ どうしても確認しないといけない部分はメールで確認するなどして、残る意見の異なる部分は委員長と事務局に任せて、条例を早く成立させてほしい。
- ・ 付則に一体型条例とは別に手話言語条例の検討をするという考えをいれてもらえるかどうか確認するために、個別ではなく、もう一度全員で確認をとって進める方が良い。
- ・ 昨年5月に国が定めた障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の附帯決議にあるように県も一体型条例を制定後、別に手話言語条例を制定してほしい。